

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律

(平成一八年三月三十一日法律第一四号)

一、提案理由(平成一八年三月一〇日・衆議院法務委員会)

杉浦国務大臣 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

地方更生保護委員会は、全国八カ所に置かれている法務省の地方支分部局であり、仮出獄及び仮退院等の許可等の事務を所掌しております。

近年、受刑者数の急増を背景にいたしまして、この地方更生保護委員会が取り扱う仮釈放審理事件が年々増加するとともに、その複雑・困難化が進み、地方更生保護委員会の委員の負担が過重なものとなっております。

また、最近における仮出獄者による重大再犯事件を契機として、これまで以上に仮出獄審理を適正に行うことが求められているところでございます。

本法案は、このような状況に対応するため、地方更生保護委員会の委員の人数の上限を十二人から十四人に引き上げ、仮釈放審理体制の充実を図ろうとするものでございます。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

よろしく申し上げます。

二、衆議院法務委員長報告(平成一八年三月一六日)

石原伸晃君 ただいま議題となりました両法律案につきまして申し上げます。

初めに、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、受刑者数の急増等を背景にした仮釈放審理事件の増加、複雑困難化等を踏まえ、地方更生保護委員会の委員の人数の上限を十二人から十四人に引き上げようとするものであります。

本案は、去る三月七日本委員会に付託され、十日杉浦法務大臣から提案理由の説明を聴取し、十四日、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

……………(略)……………

附帯決議(平成一八年三月一四日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 仮釈放の審理に当たり多様な判断者が多角的な視点から検討することができるようにするため、地方更生保護委員会の委員に民間人、女性及び専門的知見を有する者を積極的に登用することができるよう努めること。
- 二 社会内処遇の適格者を適切に選別し、重大再犯に及ぶおそれのある者等が仮釈放さ

れないようにするため、仮釈放手続における調査・審理の充実に努めるとともに、専門家・関係者の意見を十分に聴取すること。

三 仮釈放審理事件の増加に対応し、地方更生保護委員会の運営の円滑化を図るため、常勤の委員の充実に加え非常勤の委員の活用等についても検討を加えること。

三、参議院法務委員長報告（平成一八年三月三一日）

弘友和夫君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案は、近年における仮釈放審理事件の増加及び複雑困難化等に迅速かつ的確に対応するため、地方更生保護委員会の委員の人数の上限を改めようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案を一括して審査を行い、仮釈放の判断基準及び審理の在り方、保護観察官の職務の実情及び専門性と採用・育成策、保護司への支援及び適格者の確保、満期受刑者への対応を含む再犯防止策等につきまして質疑が行われましたが、詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一八年三月三〇日）

政府は、両法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 国民の安全と安心を守ることこそが、政治の最も基本的な役割であることを改めて確認し、国民の安全を守るための施策に関しては十分な財政措置を講ずること。
- 二 刑務所内における矯正教育を更に徹底させて、犯罪者更生プログラムを完成させるとともに、受刑者らが出所後、再び犯罪を犯し、国民の安全と安心を妨げることのないよう、再犯防止のための施策を一層向上させること。
- 三 地方更生保護委員会における仮釈放に関する審理が、合理的で、かつ透明性が高く、犯罪被害者はもとより広く国民の理解を得られるよう、改善と改革を試みること。
- 四 保護観察を離脱して、所在不明になった者に関しては、改善更生の可能性が低く重大な再犯に及ぶ危険性が高いことが懸念されることに鑑み、所在不明者への抜本的な対応策を迅速に検討すること。
- 五 「更生保護のあり方を考える有識者会議」の最終報告を尊重しつつ、今の時代に適応した更生保護のあり方を検討し、更なる改善に努めること。
- 六 保護観察官の専門性を高める施策を講ずるとともに、その大幅増員も検討し、併せて、保護司制度の発展になお一層配慮すること。

右決議する。